

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第299号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月1日（土） 12時55分ごろ	
発生場所	岡山県倉敷市児島港琴浦地区南西沖 琴浦下村 東 防波堤灯台から真方位208° 1,700m付近 (概位 北緯34° 27.3′ 東経133° 49.6′)	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船外機プロペラ翼が一部欠損	
事故等の経過	本船は、船長及び同乗者1人が乗船し、プロペラ翼下端までの喫水が約1.5m、約15km/hの速力で、岡山県琴浦港南西方沖を南進中、平成21年8月1日12時55分ごろ、児島観光港西方の浅瀬に設置された魚礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 なし、視界 良好 海象：潮汐 低潮時	
その他の事項	魚礁は、花崗岩を海底に積み上げたもので、低潮時に干出することがあり、地元の漁船は付近の海域を航行しなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、琴浦港南西方沖において、船長が、児島観光港西方の水路及び潮汐を調査せずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琴浦港南西方沖において、船長が、児島観光港西方の水路及び潮汐を調査せずに航行したため、魚礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	